

船橋市住民税非課税世帯等

エアコン 購入費 助成金

夏に向けた
熱中症対策!

現在ご自宅に冷房
機能を使用できる
エアコンが1台も
ない方を対象とし
た事業です。



対象世帯(以下①～③の要件をすべて満たす世帯)

- ①申請日時点で船橋市に居住しており、船橋市に住民票がある方
※外国人世帯である場合は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」における在留資格の取扱いに準じた在留資格を持っている必要があります。
- ②自宅にエアコンが1台もない世帯
(故障等により冷房機能を使用できない場合も含む)
- ③以下のいずれかに該当
 - ・令和7年度 住民税非課税世帯
 - ・令和7年度 住民税均等割のみ課税世帯
 - ・生活保護受給中で生活保護制度で支給対象とならない世帯



詳細は市HPまで

助成内容

自宅に設置するエアコンの購入費用
(エアコン本体購入費・配送費・設置工事費・リサイクル料金)

助成を受ける場合は、
**購入前の申込みと
訪問調査が必要**です。

助成
上限額

100,000

 (税込) 円

※上限額を超えた部分については自己負担
※上限を超えない場合は実支出額を交付

申込期間

令和8年3月2日(月)
～ 6月1日(月)

問い合わせ先


- 非課税または均等割のみ課税世帯
地域福祉課 ☎436-2333
〒273-0011
千葉県船橋市湊町2-10-18 千葉県船橋合同庁舎4階
- 生活保護受給世帯
生活支援課 ☎436-2360
〒273-8504
千葉県船橋市湊町2-1-4 市役所分庁舎

市や県、国の職員などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。


給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」に注意!


申請方法は裏面をご確認ください ▶


申請からエアコン購入費の助成(振込)までの流れ


- 1** 訪問調査の申込み 3/2(月)～
- 「要件確認申込書」に必要事項を記入し、オンライン、郵送、窓口のいずれかで申請してください。
- オンライン申請はこちらから ▶ (市HPからお申込みいただけます)
- 


① 要件確認申込書 提出期限：令和8年6月1日(月)必着

- 2** 訪問日程の調整
- 市から電話・メール等による連絡がありますので、訪問日程の調整をしてください。
※月～金(祝日除く)の10時～16時でご指定ください
- 


- 3** 訪問調査
- 市職員がご自宅へ訪問し、**エアコンが1台もないもしくは故障等により使用できないことの確認**を行います。
※訪問時、ご自宅のすべての部屋に入室し設置状況を確認いたします。あらかじめご了承ください。
- 

- 4** 調査結果の通知
- 助成要件・訪問調査の結果を「要件確認結果通知書」にて通知いたします。
- 

- 5** エアコンの購入・設置
- 新品のエアコンを購入。設置してください。
※要件確認結果通知書が届く前に購入したものは助成対象外となりますのでご注意ください。
※購入にあたっては、なるべく省エネ性能が高いものをご購入してください。
- 

- 6** 交付申請書の提出
- 必要事項を記入した「助成金交付申請書」(④の要件確認結果通知書に同封)、申請書に記載されている添付書類を、オンライン、郵送、窓口のいずれかで市へ提出してください。
- 

② 交付申請書 提出期限：令和8年9月30日(水)必着

- 7** 交付決定・助成金振込
- 申請書や添付書類等の内容を確認後、市から申請者へ「交付可否決定通知書」を送付し、指定された口座へ助成金を振り込みます。
- 

エアコンの購入費用でお困りの方へ

船橋市社会福祉協議会では、比較的所得の少ない世帯に対して経済的自立と生活の安定を図ることを目的として「生活福祉資金」という貸付事業を行っています。当該貸付事業の申込みには申込み要件並びに審査がありますので、詳細につきましては船橋市社会福祉協議会へご相談ください。
以下の二次元コードからホームページでもご確認いただけます。なお、申請から貸付までは1か月程度かかります。

●社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

☎431-5877(貸付直通)

〒273-0005 船橋市本町2丁目7番8号 船橋市福祉ビル3F



市社協HP

